

令和6年7月25日

令和6年度 第1回磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会【資料1】

# 磐田市国保の現状について

磐田市 健康福祉部 国保年金課

1	これまでの協議会の振り返り .....	3
	• 国民健康保険運営協議会とは	
	• 磐田市の国保税率改定について	
2	令和5年度(仮速報) 磐田市の国保の状況 .....	10
3	令和6年度社会保険適用拡大について .....	15

これまでの協議会の振り返り

# 国民健康保険

NEXT 共有

# 1 これまでの協議会の振り返り

## 【 国民健康保険運営協議会とは 】 参考①

### 目的

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する機関で、国民健康保険法により保険者である市町村に設置が義務付けられています。  
市の執行機関の附属機関であり、市長の諮問に依りて、**国保事業の運営に関する重要事項について審議**し、その結果の**意見を答申**することが主な役割です。

\*諮問…有識者または特定の機関などに、意見を求めること。

\*答申…上級の官庁や上役の問いに対して意見を申し述べること。

### 役割

#### 国

国民健康保険事業の目的に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進する。

(国民健康保険法第4条(1))

#### 県

安定的な財政運営、市町村の国保事業の効率的な実施の確保、県及び市町村の国保の健全な運営についての中心的役割を果たす。

(国民健康保険法第4条(2))

#### 市

被保険者の資格の取得および喪失に関する事項、国民健康保険の保険料(税)の徴収、保健事業の実施その他。

(国民健康保険法第4条(3))

# 1 これまでの協議会の振り返り

## 【 国民健康保険運営協議会とは 】 参考②

### 協議会について

#### 〈 審議内容 〉

(1)	一部負担金の負担割合に関する事
(2)	保険税の賦課方法に関する事
(3)	保険給付の種類及び内容に関する事
(4)	保健事業の実施大綱の策定に関する事
(5)	その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項に関する事

#### 〈 委員構成 〉

計17人

公益代表	5人
被保険者代表	5人
保険医又は保険薬剤師代表	5人
被用者保険等保険者	2人

※任期は3年

### その他 重要事項

- 国民健康保険制度は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。  
(法第2条)
- 【保険者】都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、法の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。(法第3条)
- 【被保険者】都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とする。(法第5条)
- 【適用除外】社会保険適用者、後期高齢者医療事業対象者、生活保護受給者等は被保険者としない。  
(法第6条)

# 1 これまでの協議会の振り返り

## 磐田市の国保財政について

- ◆ 被保険者数の減少により、総医療費は減少傾向だが、医療の高度化や被保険者の高齢化などにより、1人当たりの医療費は増加傾向
- ◆ 国保財政の運営責任主体の変更による方針に沿った対応（保険料水準の統一）

磐田市国保の持続可能な運営を確保するには・・・ **歳入不足の課題**  
磐田市は県内唯一の赤字繰入実施

### (1) 医療費の適正化

\*医療費の伸びが過大とならないよう、糖尿病等の患者・予備群の減少にむけた取組み推進

### (2) 税率の見直し

磐田市：平成20年度以降、税率を据え置いてきた結果、法定外繰入が常態化していた  
国・県からは「法定外繰入の解消・保険料水準の統一取組」を求められている

磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会にて「諮問・答申」を経て段階的に令和4年度から税率改定を実施

NEXT 経緯

# 1 これまでの協議会の振り返り

## 磐田市の国保税率改定について

〈 税率のあり方について諮問 〉 (R2.8.27 市長から協議会会長へ)

令和2年度

【 国・県の動向 】 法定外繰入の解消・保険料水準の統一に向けた取組みを推進

【 本市の状況 】 税率を据え置いている結果、法定外繰入が常態化（財政状況の改善が必須）

⇒「磐田市の国民健康保険税率のあり方」を検討する必要性が高まり、以下2点について諮問

- ・ 被保険者の負担感に配慮した段階的な税率の改正計画及び改正方法
- ・ 令和4年度の税率案



〈 税率のあり方について答申 〉 (R3.8.20 協議会会長から市長へ)

令和3年度

◆今後の事業費納付金や被保険者数の推移など、先行きが不透明な状況ではあるが、原則として、令和4年度から2年ごと4回の改定により、当面の歳入不足額（約7億円）を解消する計画を基本とする。

答申書を市長に提出

令和3年8月20日

◆令和4年度の税率案は、県が算定する標準保険料率に段階的に近づけようとするもので、これにより約1.7億円の増収を見込む。（被保険者一人あたりの調定額は、平均で約5,000円の増加が見込まれる。）

※答申を受け、市ではコロナの状況を鑑み、3,500円の増加に変更

◆今後の国や県、他市町の動向や新型コロナウイルス感染症の状況等も考慮し、毎年度財政状況等の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。



# 1 これまでの協議会の振り返り

## 磐田市の国保税率改定について

<p>〈国保財政の現状共有〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 委員改選の実施 ⇒ 令和4年7月1日～令和7年6月30日の任期</li> <li>◆ 国保財政の課題共有 ⇒ 医療費分析や磐田市の国保分析を共有</li> </ul> <p>※コロナ禍にて電子化対応としてWEBでの開催調整を定着</p> <p style="text-align: right;"><b>令和4年度</b></p>	<p>〈 税率改定について諮問 〉 (R5.10.26 市長から協議会会長へ)</p> <p>【 国・県の動向 】 法定外繰入の解消・保険料水準の統一に向けた取組みを推進</p> <p>【 本市の状況 】 法定外繰入が常態化（財政状況の改善が必須）</p> <p>⇒ 「磐田市の国民健康保険税率改定」について諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>令和6年度及び令和7年度の税率改定案</b></li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>令和5年度</b></p>
---	---




〈 税率改定について答申 〉 (R5.11.17 協議会会長から市長へ)

- ◆ 令和4年度改定時には、2年毎に被保険者一人あたりの保険税年額を約5,000円増額する税率改定を4回することで歳入不足額を令和10年度に解消する計画であったが、段階的に継続して歳入不足額を削減していくためには、被保険者一人あたり**事業費納付金の増加等を見据えた計画への変更が必要**である。
- ◆ 被保険者一人あたり増額幅を**2カ年度合計で約8,300円**とし、2年毎から毎年の改定とすることで、1回の増額幅を抑えた激変緩和策が図られており、**急激な負担増へ配慮**したことがうかがえる。
- ◆ **令和8年度以降の税率改定**については、国、県及び県内他市町の動向も踏まえながら**毎年財政状況等の検証**を行い、必要に応じて計画の**見直し**を行うこと。

答申書を市長に提出

令和5年11月17日





# 1 これまでの協議会の振り返り

## 令和6年度税率改定について

\*令和6年6月号広報いわた・磐田市HP内にて案内

### 改定のポイント

#### 〇賦課方式の見直し

- ・静岡県の方針に沿って、固定資産税に応じて課税される**資産割を縮小・廃止**
- ・介護納付金分の平等割を廃止

### 国保税額計算方法

- ① 所得割額  
(前年分の基準総所得金額) × 所得割  
※基準総所得金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額
- ② 資産割額  
(今年度分の固定資産税額) × 資産割
- ③ 均等割額  
(加入者数) × 均等割
- ④ 平等割額  
(一世帯につき) × 平等割

年間国保税額  
 ① + ② + ③ + ④  
(課税限度額まで)

### 改定の影響

一人あたり平均税額(年額)	
改定前	91,955円
改定後	97,455円
増減	5,500円
一世帯当たり平均税額(年額)	
改定前	146,209円
改定後	154,954円
増減	8,745円

### 改定の内容

区分	改定前	令和6年度	増減	令和7年度	
医療給付 費分	所得割	4.9%	5.5%	+0.6%	5.6%
	資産割	20.0%	10.0%	-10.0%	10.0%
	均等割	21,600円	23,500円	+1,900円	24,000円
	平等割	20,400円	19,500円	-900円	19,200円
	課税限度額	650,000円	650,000円	0円	未定
後期高齢者 支援金分	所得割	1.7%	2.15%	+0.45%	2.25%
	資産割	2.5%	廃止	-2.5%	廃止
	均等割	7,800円	8,800円	+1,000円	9,200円
	平等割	6,600円	6,700円	+100円	6,800円
	課税限度額	220,000円	240,000円	+20,000円	未定
介護納付 金分 (40歳~64 歳の方のみ)	所得割	1.3%	1.65%	+0.35%	1.90%
	資産割	2.0%	廃止	-2.0%	廃止
	均等割	8,400円	12,100円	+3,700円	14,000円
	平等割	1,800円	廃止	-1,800円	廃止
	課税限度額	170,000円	170,000円	0円	未定

# 令和5年度 磐田市の国保の状況

( 令和6年6月末時点 仮速報 )

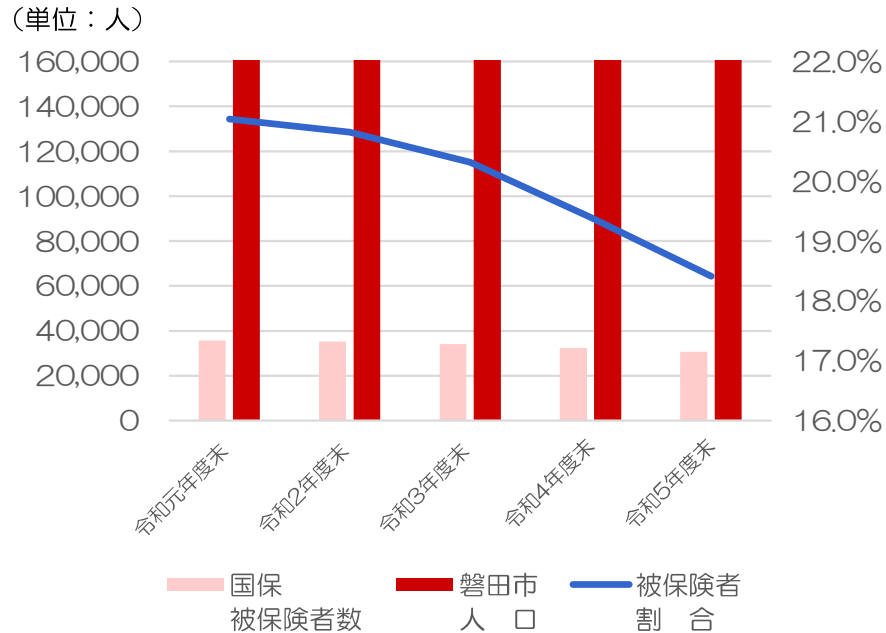
国民健康保険

NEXT 共有

# 2 令和5年度(仮速報) 磐田市の国保の状況



## ① 被保険者数



	国保被保険者数	磐田市人口	被保険者割合
令和元年度末	35,695	169,673	21.0%
令和2年度末	35,182	169,013	20.8%
令和3年度末	34,069	167,663	20.3%
令和4年度末	32,467	167,375	19.4%
令和5年度末	30,619	166,307	18.4%

\*前年より-1,848人 (割合1.0%減)

## 参考

### 【令和4年度データ】 県内被保険者数

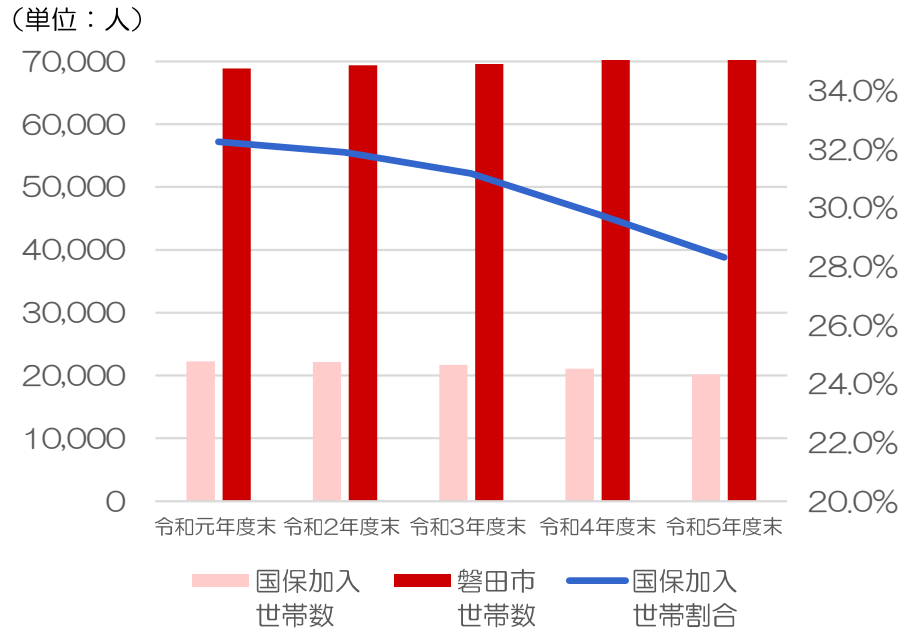
※ 被保険者数(年度平均) 県内順位イメージ

多い順	保険者	被保険者数	多い順	保険者	被保険者数
1	浜松市	147,981	19	菊川市	9,439
2	静岡市	135,325	20	熱海市	9,305
3	富士市	49,067	21	函南町	8,286
4	沼津市	41,330	22	伊豆市	7,791
5	磐田市	33,560	23	御前崎市	7,091
6	藤枝市	28,340	24	長泉町	6,756
7	富士宮市	27,558	25	清水町	6,014
8	焼津市	27,022	26	下田市	5,858
9	掛川市	23,374	27	吉田町	5,477
10	三島市	21,605	28	森町	4,120
11	伊東市	19,191	29	東伊豆町	3,462
12	島田市	18,952	30	小山町	3,445
13	袋井市	16,472	31	南伊豆町	2,555
14	御殿場市	14,681	32	西伊豆町	2,145
15	伊豆の国市	11,409	33	河津町	2,022
16	湖西市	11,389	34	松崎町	1,931
17	牧之原市	10,338	35	川根本町	1,614
18	裾野市	9,535		県内平均	20,984

# 2 令和5年度(仮速報) 磐田市の国保の状況



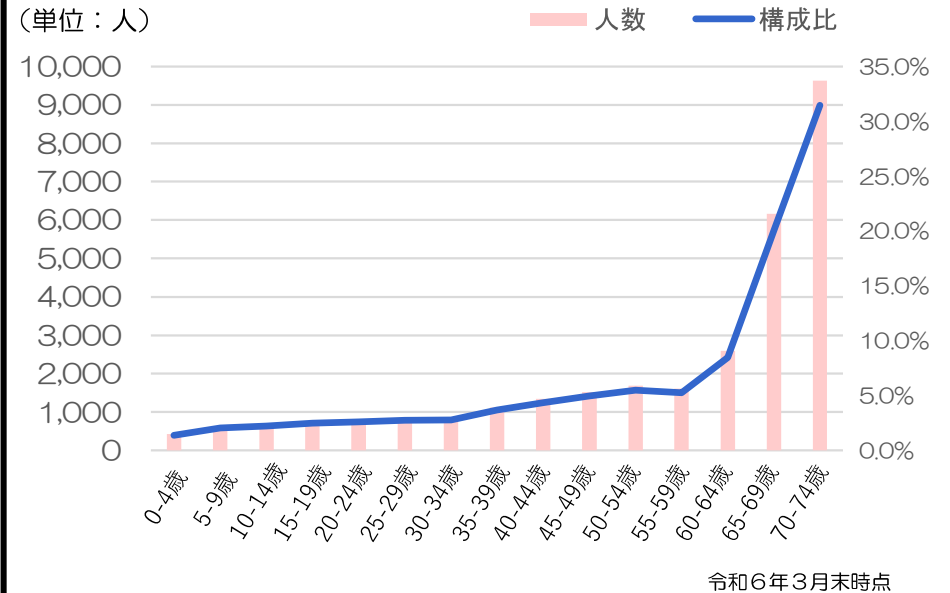
## ② 世帯数



	国保加入世帯数	磐田市世帯数	国保加入世帯割合
令和元年度末	22,210	68,858	32.3%
令和2年度末	22,137	69,408	31.9%
令和3年度末	21,695	69,580	31.2%
令和4年度末	21,067	70,706	29.8%
令和5年度末	20,179	71,283	28.3%

\* 前年より-888世帯 (割合1.5%減)

## ③ 年齢構成



年齢	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39
人数	418	624	688	762	787	844	848	1,122
構成比	1.4%	2.0%	2.2%	2.5%	2.6%	2.8%	2.8%	3.7%

年齢	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	計
人数	1,337	1,519	1,683	1,607	2,593	6,158	9,629	30,619
構成比	4.4%	4.9%	5.5%	5.2%	8.5%	20.1%	31.4%	100.0%

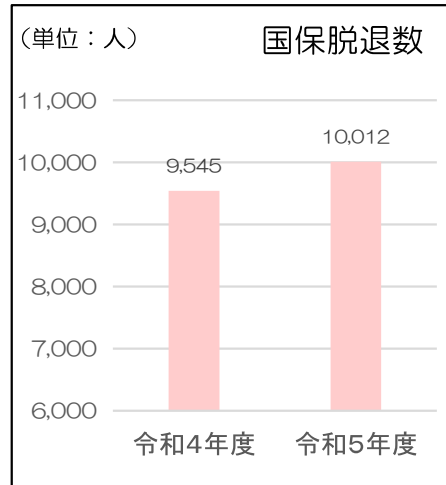
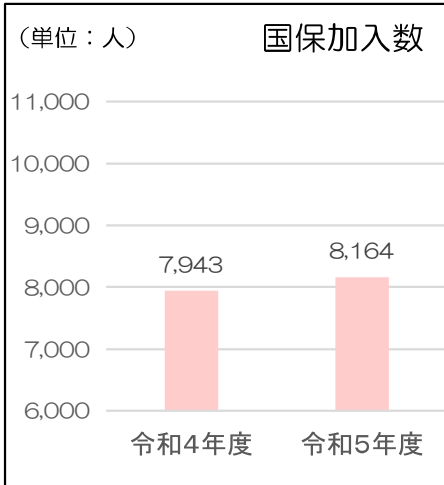
※COKASデータと年報の数値差(20前後)については「70-74」で調整

\* 65歳以上(前期高齢者)で全体の約50%以上を占める

# 2 令和5年度(仮速報) 磐田市の国保の状況



## ④ 異動状況



### 国保加入数

(単位:人)

取得関係	社保離脱	転 入	生保廃止	出 生	後期高齢離脱	その他	計
令和4年度	5,880	1,729	25	103	2	204	7,943
令和5年度	6,023	1,770	37	63	2	269	8,164
増減	143	41	12	△ 40	0	65	221

### 国保脱退数

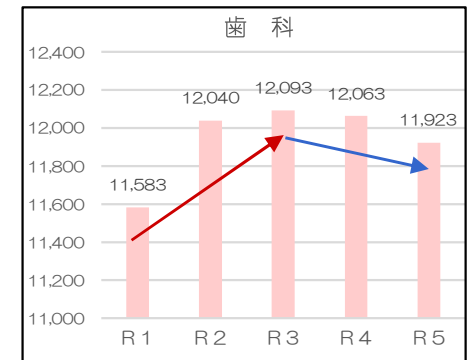
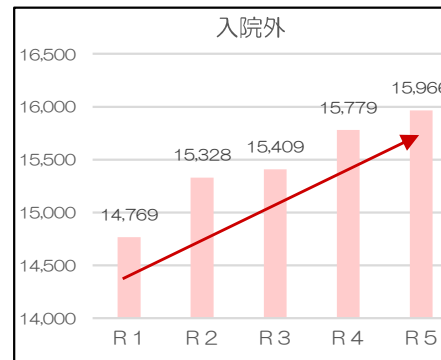
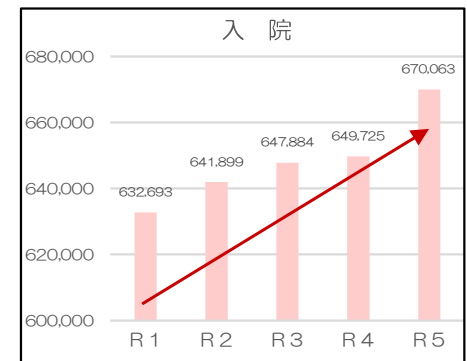
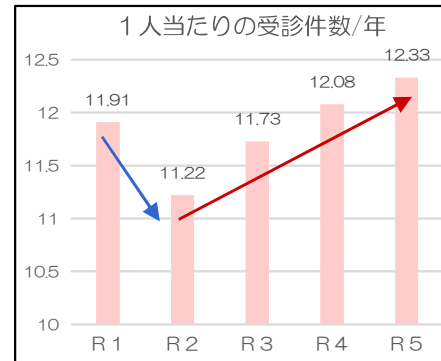
(単位:人)

喪失関係	社保加入	転 出	生保開始	死 亡	後期高齢加入	その他	計
令和4年度	5,291	1,222	82	265	2,347	338	9,545
令和5年度	5,457	1,326	81	230	2,441	477	10,012
増減	166	104	△ 1	△ 35	94	139	467

※注 「その他」には世帯分離・世帯合併等が含まれる。

## ⑤ 医療費(一件当たり)

(単位：件、円)



### 令和5年度実績

(単位：件、円)

年 度	1人当たり 受診件数/年	1 件 当 たり 費 用 額		
		入 院	入 院 外	歯 科
令和4年度	12.08	649,725	15,779	12,063
令和5年度	12.33	670,063	15,966	11,923
増減	0.25	20,338	187	-140

※「入院」には入院時食事療養費、「入院外」には訪問看護療養費を含む。

**\*1人当たりの受診件数も1件当たりの費用(入院/入院外)も増加**

## 2 令和5年度(仮速報) 磐田市の国保の状況



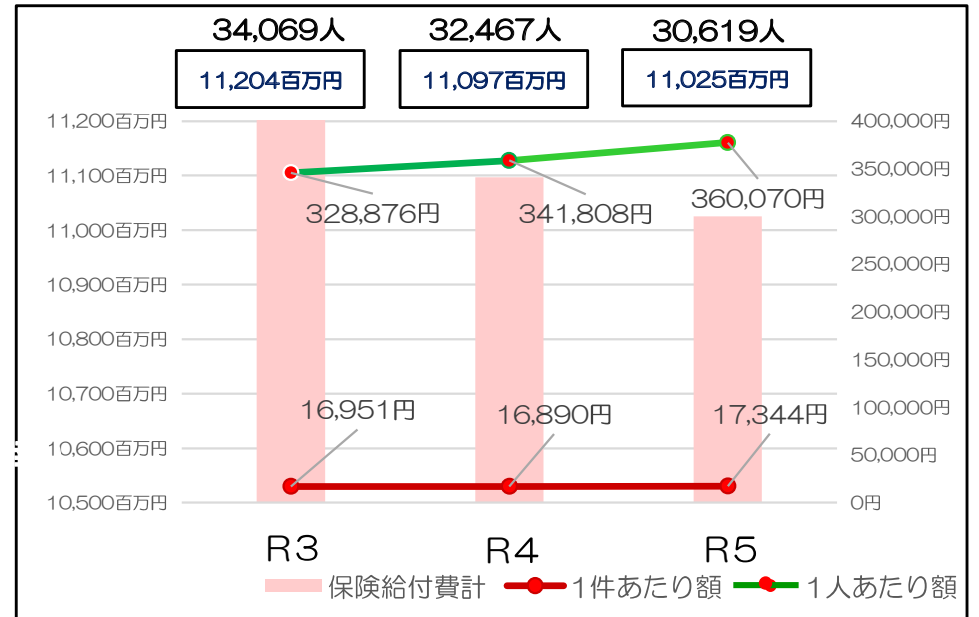
### ⑥ 保険給付費の状況

#### 保険給付費

- ・療養給付費
- ・療養費（入院時食事療養費差額支給を含む）
- ・高額療養費（高額介護合算療養費を含む）
- ・出産育児諸費
- ・葬祭費
- ・傷病手当

\* 総額は被保険者の減少に伴い減少傾向だが、  
被保険者1人当たりの保険給付費は約**360,000円**  
で前年と比べて**18,262円の増**となった。

📍 保険給付費の総額及び被保険者1人あたり・1件あたり額の推移



年度	被保険者数 ※年度末時点	1件あたり額	1人あたり額	項目	療養の給付	療養費等 (入院時食事療養費 差額支給を含む)	高額療養費等 (高額介護合算療養費 を含む)	出産育児一時金	葬祭費	その他 (コロナ傷病手当)	合計
令和3年度	34,069人	16,951円	328,876円	件数	626,707件	9,580件	24,400件	72件	214件	7件	660,980件
				金額	9,728,273,479円	59,545,307円	1,375,500,177円	30,240,000円	10,700,000円	203,180円	11,204,462,143円
令和4年度	32,467人	16,890円	341,808円	件数	623,499件	8,622件	24,528件	85件	245件	76件	657,055件
				金額	9,622,798,830円	53,148,793円	1,371,212,645円	35,700,000円	12,250,000円	2,361,030円	11,097,471,298円
令和5年度	30,619人	17,344円	360,070円	件数	603,225件	8,233件	23,913件	71件	220件	6件	635,668件
				金額	9,505,183,743円	52,532,870円	1,421,349,456円	34,780,000円	11,000,000円	122,402円	11,024,968,471円

# 令和6年度 社会保険適用拡大について

## 国民健康保険

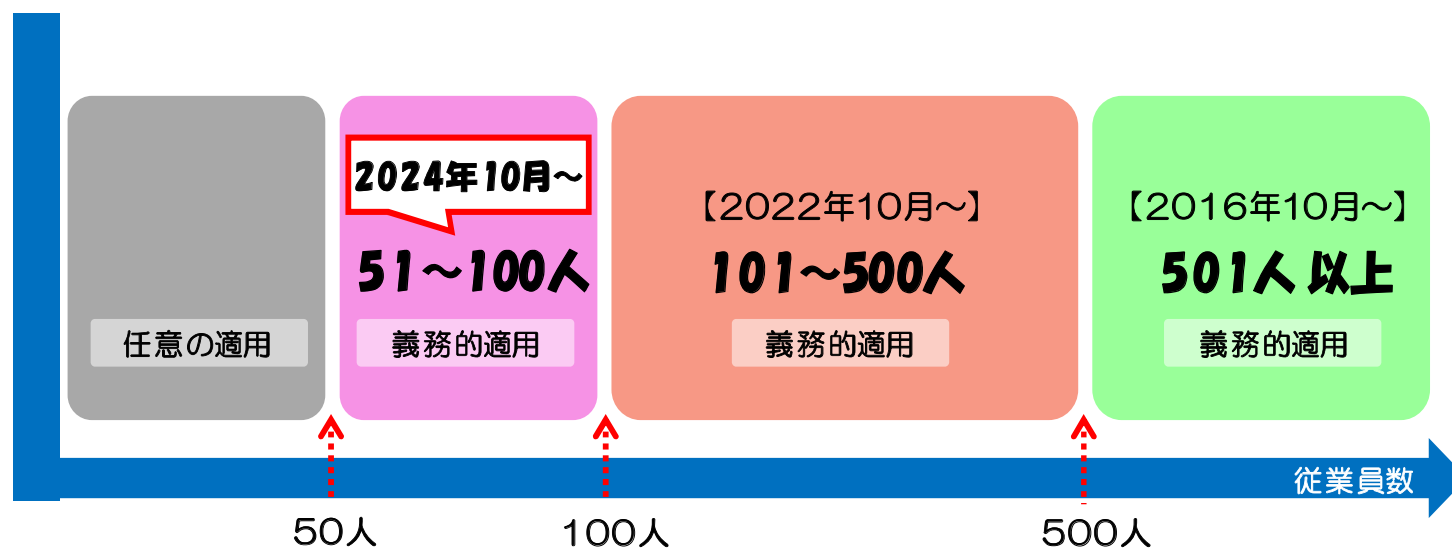
NEXT 共有

### 3 情報共有（社会保険適用拡大について）

## 2024年10月から新たに社会保険の適用となる

- ・従業員数が「51～100人」の企業等で働くパート・アルバイトの方

#### 社会保険適用拡大の経緯



社会保険適用拡大について  
詳細はこちら



厚生労働省  
社会保険適用拡大特設サイト



### 3 情報共有（社会保険適用拡大について）

#### 社会保険適用拡大について（社会保障実務研究所 国保実務より）

令和4年度・令和6年度は社会保険の適用拡大となりました

※算定した以下人数はあくまでも記事をもとに試算したものになるため、目安です  
(取扱注意)

↓ 齋藤試算

		2022年	2024年	備考
全国	全対象	450,000人	650,000人	サラリーマンの被扶養配偶者は約3割（26.9%）
	国保	329,000人	475,000人	
静岡県		約 9,900人	約 14,200人	静岡県の国保被保険者数は全国の約 3%
磐田市		約 450人	約 650人	磐田市の国保被保険者数は県内の約 4.6%

通常の被保険者数減少（後期高齢者への移行含）とは別に上記の被保険者数が減る見込みとなる。

働き世代が多くの対象になると想定され、高年齢の被保険者数の割合が増えると想定されるため、**全体の保険給付額は減少するものの、1人あたりの費用は増加**する可能性が高い